

Teach For Japanにおける「人を対象とする研究」ガイドライン

1. 「研究倫理指針」と「ガイドライン」の遵守

団体に所属する研究者が人を対象とする実験、観察、調査等の研究(以下、「人を対象とする研究」と呼ぶ)を実施しようとするときは、「Teach For Japan 研究倫理指針」に基づき、同「研究倫理指針」および、この「ガイドライン」を遵守して行わなければならない。さらに「[プライバシーポリシー](#)」その他、国と地域の関係法令、規則等、所属学会等の規程、指針等を遵守して行うものとする。

2. 「人を対象とする研究」の定義

「人を対象とする研究」とは個人または集団から、その対象者本人の個人情報、行動、経歴、価値観、信条、学歴、職歴、経済状況、環境、心身の状態等に関する情報・データを、実験、観察、調査(インタビュー、質問紙調査の類)等の臨床的・臨地的方法により収集・採取して行う研究活動をいう。

3. 人権と福祉の尊重

「人を対象とする研究」を実施するときは、個人の生命、尊厳、人権の尊重と福祉に十分配慮して行わなければならない。研究は安全性を確保した上で、科学的かつ妥当な方法によって行われ、研究の過程で研究対象となる人が受ける精神的・肉体的な負担と苦痛の軽減に努めなければならない。

4. インフォームド・コンセント

(1)研究対象者には、研究の趣旨と方法を説明し、研究への協力と研究成果の公表についてあらかじめ同意を得なければならない。

(2)同意を確認することができない場合は、研究対象者の権利を代弁・保護できる人物の同意を得ることとする。

5. 研究成果公表時の配慮

(1)研究成果の公表に際しては、プライバシーの保護に十分配慮しなければならない。また、個人名や学校・団体名、地名などを実名にする場合は、あらかじめ承諾を得なければならない。

(2)個人の特定できる写真、映像等を公表する場合はあらかじめ、研究の対象となる本人ないしその保護者、責任者の承諾を得なければならない。その保護者、責任者の承諾を得なければならない。ウェブ上に公表する場合は、特にウェブ上で公表することについても承諾を得なければならない。

6.研究データの保存

(1)研究データ(実験・観察記録ノート、実験データ、その他研究資料等)は、研究者等(「Teach For Japan 研究倫理指針」に規定する者をいう。以下同じ。)自身の責任において管理保存する。

(2)研究データの保存期間、保存方法及び廃棄方法

(2-1)保存期間

研究データは、原則として5年間保存する。

(2-2)保存方法

研究データは、法令・指針等に従い、以下の安全管理措置を取って保存する。

	種類	形式・形態	保存方法
資料 (情報、データ)	デジタルデータ	電子データ	外部からのアクセスを遮断した環境で保存(データを保存した外付け HDD や USB 等は、キャビネット等に施錠して保存)
	アナログ資料	紙媒体資料	事務局内のキャビネットに施錠して保存

※データ化したアナログ資料は、シュレッダーなどで破棄する。

(2-3)廃棄方法

研究データの廃棄は、シュレッダー処理、データの削除等、研究データに応じて、復元不可能な状態にして行う。

(3)研究データの開示

研究者等は、要請があった場合には、趣旨に応じて研究データの開示を行わなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和5年5月19日から施行する。